

# ○積算基準及び基準歩掛等公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、龍ヶ崎市が発注する建設工事等について、入札及び契約手続の透明性、競争性及び客観性をより一層高めるために、土木工事及び建築工事の積算に用いる積算基準及び標準歩掛等（以下「基準書」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準書の種類)

第2条 公表する基準書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛（別冊）計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛（別冊）電気通信・機械編
- (4) 積算基準及び標準歩掛（別冊）公園緑地工
- (5) 請負工事機械経費積算基準
- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (9) 公共建築工事積算基準

(公表方法)

第3条 前条第1号から第5号までの基準書は総務部財政課に、同条第6号から第8号までの基準書は都市整備部下水道課に、同条第9号の基準書は総務部管財課に置き、希望者に閲覧させるものとする。

- 2 前条各号の基準書は、庁舎内でのコピー（カメラ及びハンディーコピー等の使用を含む。）を可能とする。ただし、前条第6号から第9号までの基準書のコピーについては、著作権が龍ヶ崎市に帰属していないため、不可とする。
- 3 閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、必要があると認める場合は、閲覧時間について制限することができる。

(閲覧留意事項)

第4条 前条第1項の規定により閲覧をしようとする者（以下「閲覧人」という。）は、職員の指示に従い指定された場所で閲覧するものとし、汚損、加筆、指定の場所以外への持出し等の行為をしてはならない。

- 2 基準書の貸出は、行わないものとする。
- 3 閲覧人は、財政課にて、氏名、住所、会社名、閲覧希望基準書及び閲覧の年月日を閲覧人記録票に記入し、閲覧を行うものとする。
- 4 基準書の具体的内容等について、電話、来訪等による問合せには応じないものとする。
- 5 この要領の定め違反し、又は職員の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することができる。

付 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

**参考**

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 電気通信・機械編
- (4) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 公園緑地
- (5) 請負工事機械経費積算基準  
発行 茨城県土木部
  
- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託  
発行 (公社) 日本下水道協会  
※(6)～(8)の解説書「下水道用設計積算要領」についても、(公社) 日本下水道協会にて発行。
  
- (9) 公共建築工事積算基準  
監修 国土交通省大臣官房庁営繕部  
編集・発行 (一財) 建築コスト管理システム研究所  
発売 (株) 大成出版社